

野田市商業協同組合発行の商品券をお持ちのお客様へ

『商品券』 払戻しについてのお知らせ

ご利用終了日▶平成28年3月31日(木)

『有効期限の記載のない野田市共通商品券』のご利用は、平成28年3月31日をもって終了いたしました。

ご利用終了日後の未使用商品券の取扱いについて

未使用の当該商品券につきましては、資金決済法第20条第1項の規定に基づき下記のとおり払戻しを行います。

当該商品券をお持ちのお客様は、下記の申し出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

払戻対象▶有効期限の記載のない野田市共通商品券



払戻申出期間

平成28年4月1日(金)～平成30年3月30日(金)

午前9時～午後5時(8月15日、12月28日～1月3日を除く平日)

※この期間内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

申出方法 未使用の有効期限の記載のない野田市共通商品券を野田市商業協同組合事務局(野田市中野台168-1 野田商工会議所内)へご持参ください。郵送不可。

払戻方法 商品券と同額面の有効期限のある商品券と交換又は後日、同額面の金額を現金でお支払いあるいはご指定の口座へお振込みいたします。

●お問い合わせ先

野田市商業協同組合

千葉県野田市中野台168-1 野田商工会議所内 TEL 04-7122-3585